

〔平12.12.1〕
〔総7-1〕

説 明 資 料

（ 金 融 ・ 証 券 関 係 税 制 ）

目 次

・ 近年の金融証券市場の動きと金融関連税制	1
・ 利子・配当等課税制度の概要	2
・ 株式譲渡益課税の沿革	3
・ 株式譲渡益課税の概要（源泉分離課税と申告分離課税）	4
・ 同額の給与収入又は株式譲渡収入がある場合の所得税額の比較	5
・ 株式の譲渡益課税についての日米比較	6
・ 株式譲渡益課税の国際比較	7
・ 株式に対する課税の概要	8
・ 所得税の確定申告者数（平成11年分）	9
・ 個人株主のシェア	10
・ 個人株主のシェアの推移	11
・ 一世帯当たりの株式保有状況－勤労者世帯の年間収入五分位階級別＜平成11年分＞	12
・ 株式等の年間収入階級別保有シェアの状況（第 分位と第 分位の比較）	13
・ わが国におけるオンライン取引の普及状況	14
・ オンライン取引について	15
・ 日経平均株価・国内総生産（四半期別）の推移	16

• 日本新生のための新発展政策－平成12年10月19日 経済対策閣僚会議	17
• 少額貯蓄非課税制度の概要	18
• 生命保険料控除の概要	19
• 生命保険料控除の適用状況の累年比較	20
• 損害保険料控除の概要、適用状況の累年比較	21
• 先物取引等	22
• 金融商品の複雑化・多様化に関連する論点	23
• 租税特別措置による減収額（26,540億円）の内訳（平成12年度ベース）	24

近年の金融証券市場の動きと金融関連税制

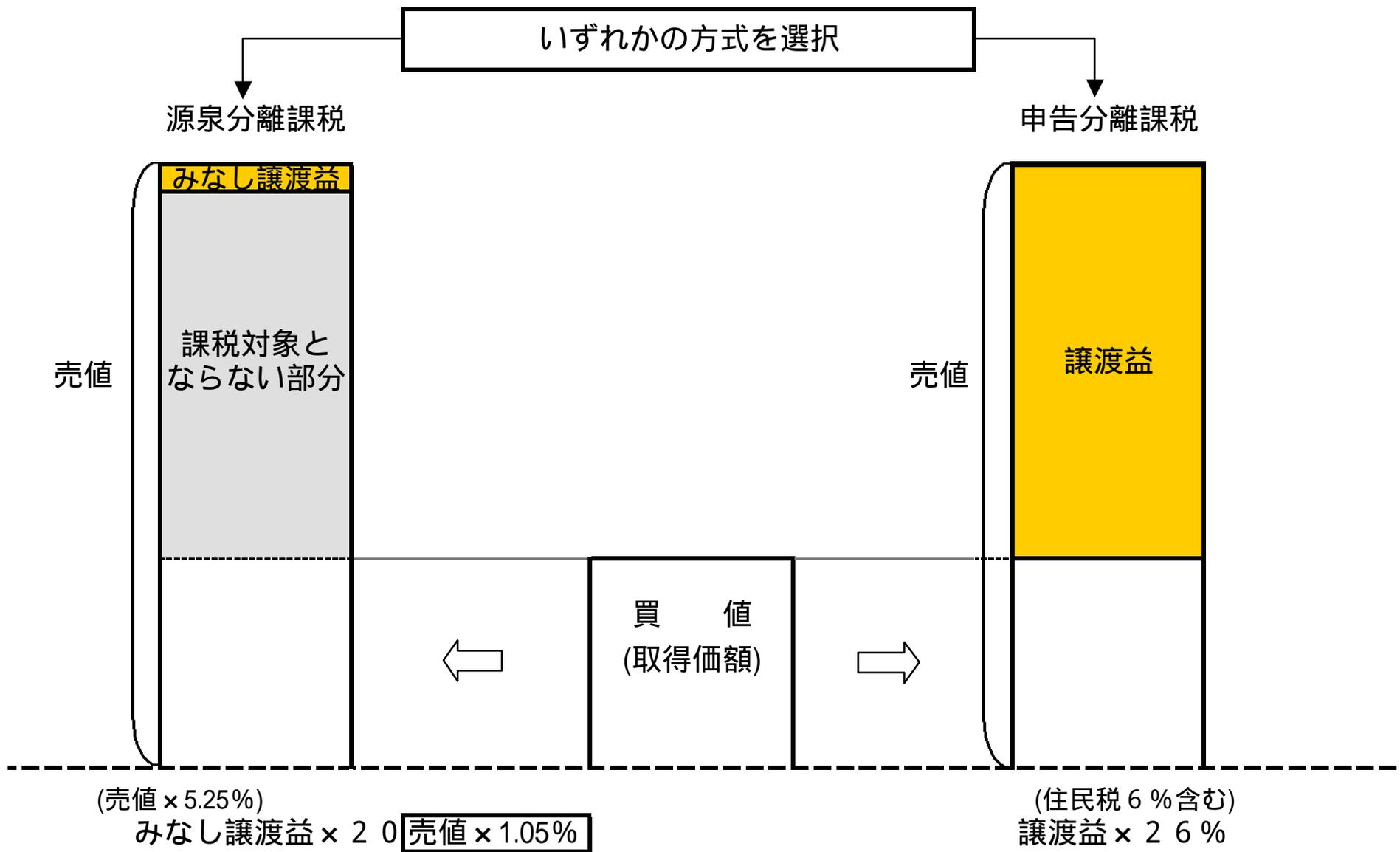
金融関連税制の動き	金融証券市場の動き
<p>[抜本税制改革] (62～元年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マル優廃止 ○利子一律源泉分離課税 (金融類似商品等も同様の課税) ○道府県民税利子割の創設 ○株式譲渡益の原則課税化 	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">国債の大量発行 ・金融の国際化</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○国債窓口販売開始 ○日米円ドル委員会 ○大口MMC導入 ○大口定期預金金利自由化 <p>[前川レポート]</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○利益による株式消却の場合のみなし配当課税の特例措置 (7年) ○株式譲渡益課税の適正化 (みなし利益率の引上げ) (8年) <ul style="list-style-type: none"> ○国外送金等に係る調書提出制度の施行 (10年) ○民間国外債の利子非課税に係る本人確認手続きの導入 (10年) ○資本準備金による株式消却の場合のみなし配当課税の特例措置 (10年) ○ストックオプション税制の一般化 (10年) ○金融持株会社に係る税制上の措置 (10年) ○SPC、会社型投信に係る税制上の措置 (10年) ○電子帳簿保存法 (10年) <ul style="list-style-type: none"> ○有価証券取引税、取引所税の廃止 (11年) ○株式譲渡益の源泉分離選択課税の廃止 (13年から) ○TB・FBの発行時の源泉徴収免除 (11年) ○一括登録国債利子の非居住者等の源泉徴収免除 (11年) ○個別登録国債利子の金融機関等の源泉徴収免除措置の廃止 (13年から) <ul style="list-style-type: none"> ○SPC等に係る税制上の措置 (12年) 	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">金融制度改革 関連法</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○銀行・証券相互参入 ○定期預金金利完全自由化 ○流動性預金金利自由化 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">金融システム 改革</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○外為法抜本改正 ○合併特例法 (持株会社解禁) ○会社型投信の導入、SPC制度整備 ○株式売買委託手数料の完全自由化 ○円の国際化 <p>[集団投資スキーム] ○SPC法、投資法人法の改正</p>

利子・配当等課税制度の概要

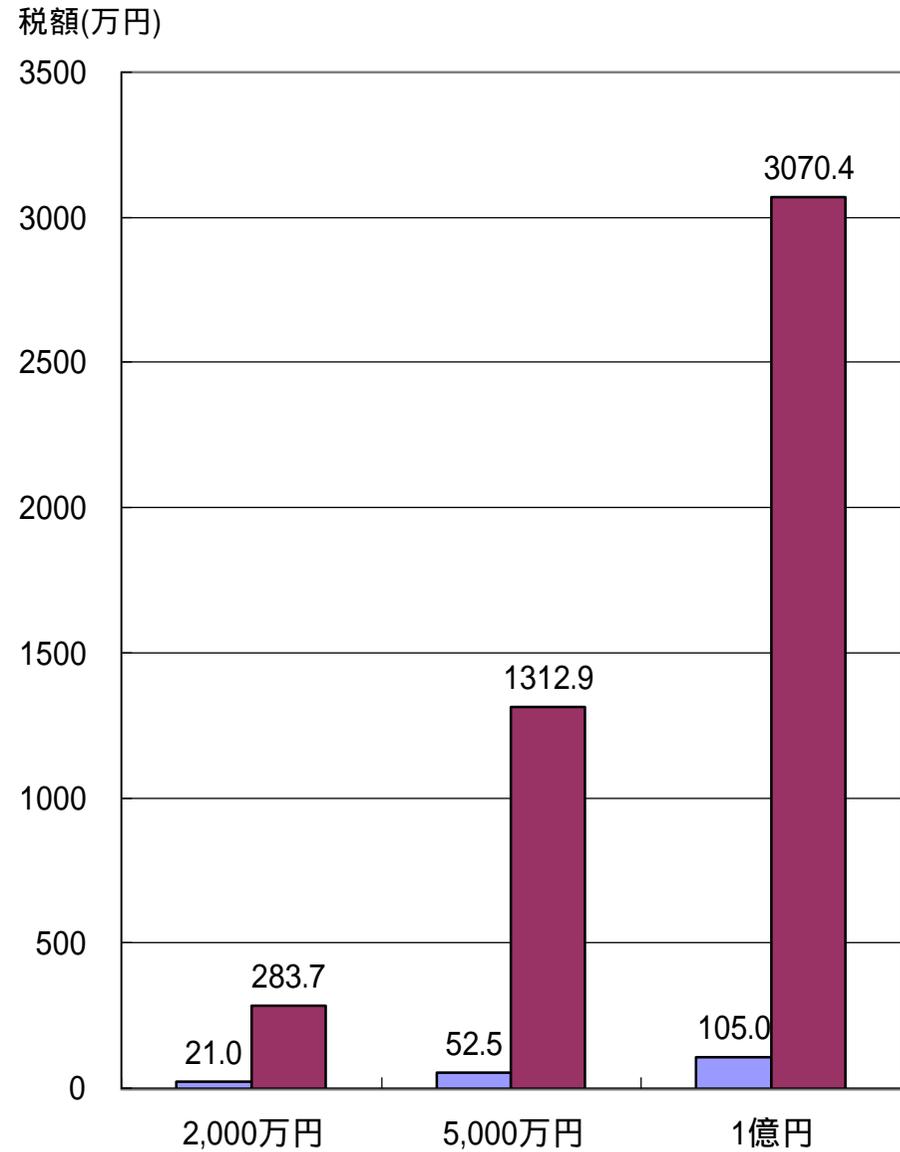
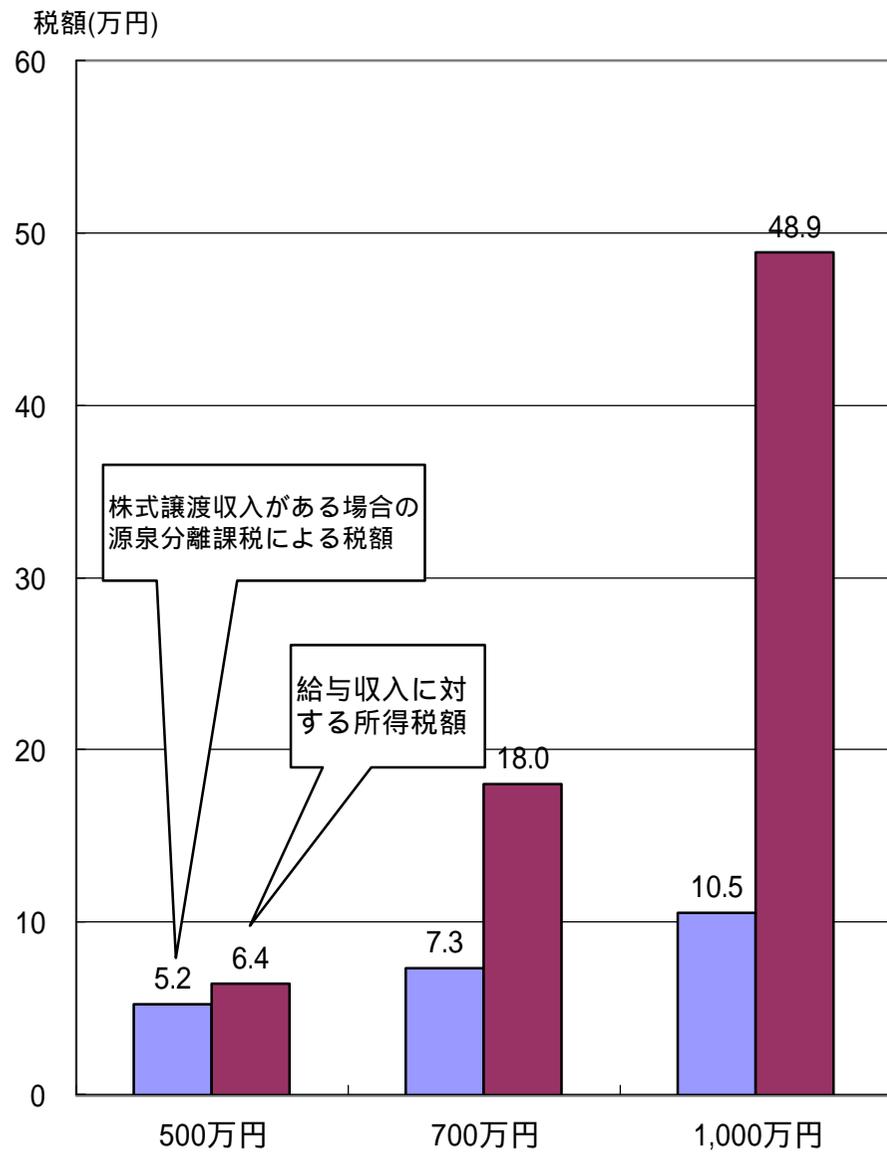
区 分		概 要	
		所 得 税	住 民 税
利子	預金及び公社債の利子、合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配等	源泉分離課税 (15%の源泉徴収)	[住民税 5%]
配 当	株 1回の支払配当の金額が25万円(年1回50万円)以上のもの又は発行済株式総数の5%以上の株式に係る配当	総合課税 (20%の源泉徴収)	総合課税
	式 等 発行済株式総数の5%未満の株式に係る配当で1回の支払配当の金額が25万円(年1回50万円)未満のもの	総合課税 (20%の源泉徴収)	総合課税
		源泉分離選択課税 (35%の源泉徴収)	総合課税
	1回の支払配当の金額が5万円(年1回10万円)以下のもの	確定申告不要 (20%の源泉徴収)	非課税
	証券投資信託(公募)の収益の分配	源泉分離課税 (15%の源泉徴収)	[住民税 5%]
譲 渡 ・ 一 時 ・ 雑	金融類似商品	利子所得と同様に源泉分離課税	
	懸賞金付預貯金等の懸賞金等	(15%の源泉徴収)	[住民税 5%]
	割引債の償還差益	源泉分離課税 (原則 18%の源泉徴収)	非課税

(注) 金融類似商品とは、定期積金及び相互掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、金貯蓄(投資)口座の利益、外貨建定期預金の為替差益、一時払養老保険及び一時払損害保険等の差益(保険期間等が5年以下のものに限る。)をいう。

	株 式 譲 渡 益 課 税	有価証券取引税
平成元年度	<p>(消費税導入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則非課税 → 課税化 次のいずれかの方式を選択 <ul style="list-style-type: none"> 申告分離課税 源泉分離課税 (みなし利益方式) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有取税の税率引下げ
平成10年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年度税制改正要綱 <p>「三 1 (3) 株式等譲渡益課税</p> <p>(注) 有価証券取引税及び取引所税については、平成11年末までに、金融システム改革の進展状況、市場の動向等を勘案して見直し、株式等譲渡益課税の適正化と併せて廃止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有取税の税率引下げ
平成11年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告分離課税への一本化 (源泉分離課税の廃止) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有取税の廃止
平成13年 4 月	<p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">実 施</p>	<p style="text-align: center;">一体として法改正</p> <p style="text-align: center;">()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有取税の廃止 税金 2000億円 ピーク時 2兆円強



同額の給与収入又は株式譲渡収入がある場合の所得税額の比較



(給与収入又は株式譲渡収入)

(注) 夫婦子2人(子のうち1人は特定扶養親族)の場合

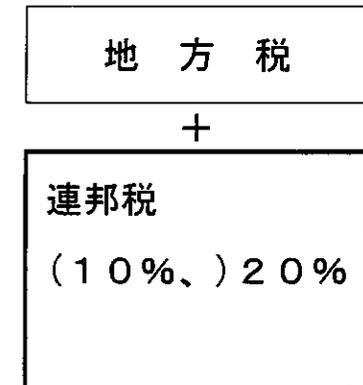
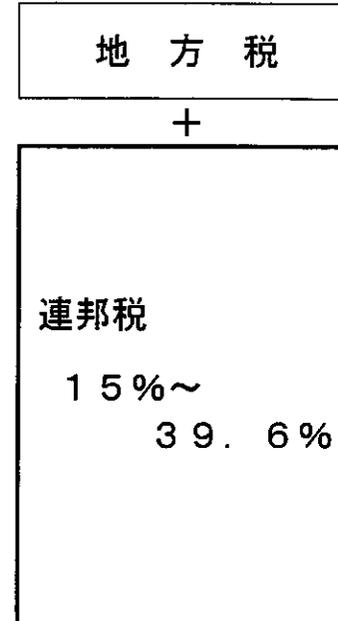
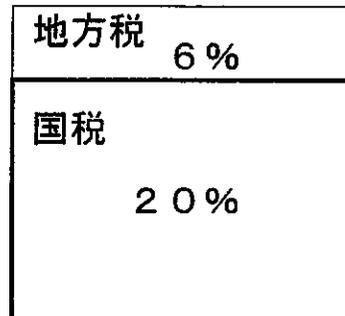
株式の譲渡益課税についての日米比較

[日 本]

[アメリカ]

〔短期(12か月以下)
保有株式〕

〔長期(12か月超)
保有株式〕



【 申告分離課税 】

【 総合課税 】

【 総合課税 】

(注) 1. アメリカの短期保有株式に係る譲渡益については、他の所得と合算して累進税率を適用。長期保有株式に係る譲渡益については、他の所得に上積みした部分が属するブラケットに応じ、通常は20%、最も低い所得のブラケットに属するものについては10%の税率を適用。

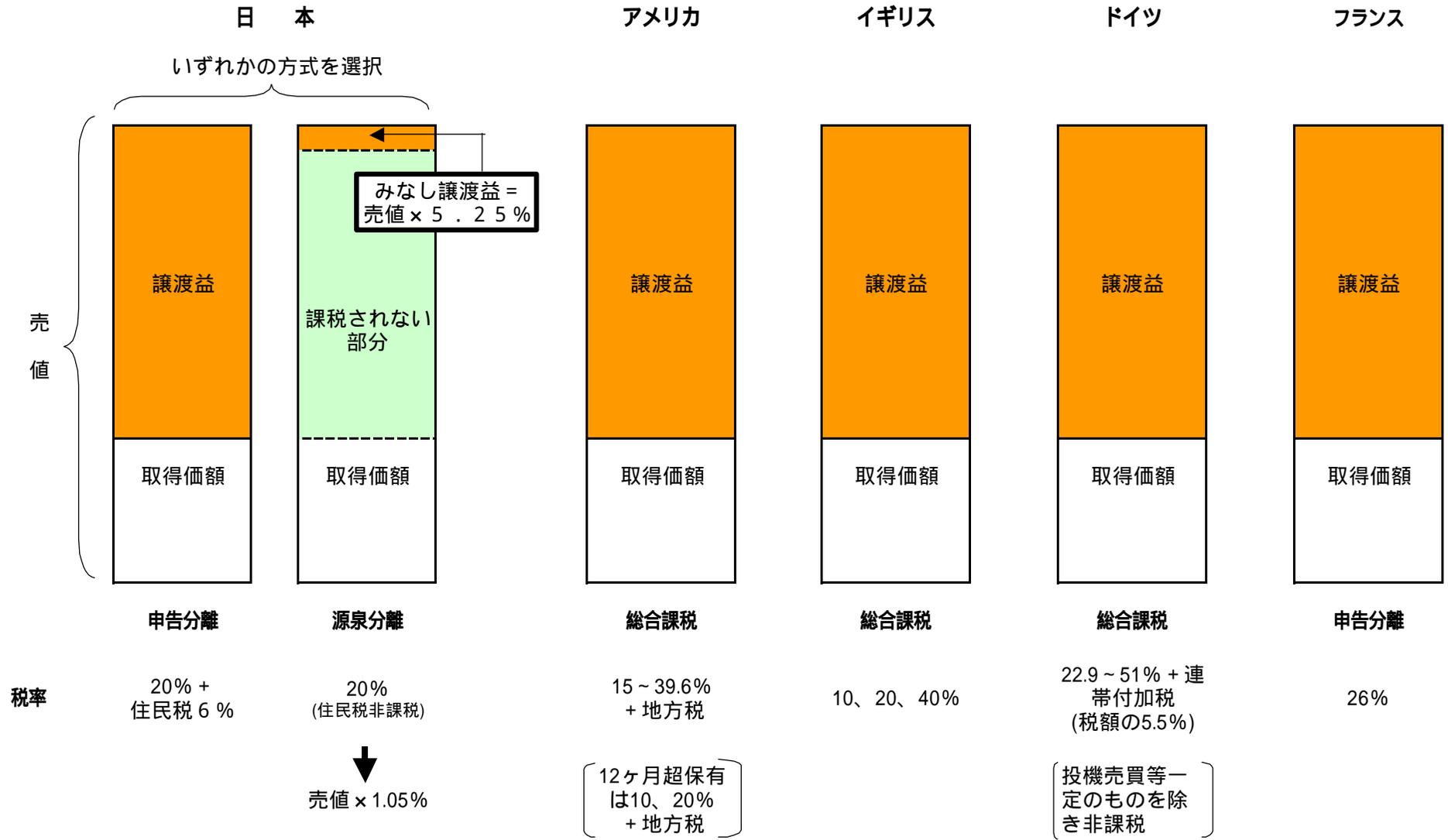
2. アメリカの地方税には、連邦税のような短期保有・長期保有の区別はなく、税率は自治体により異なる。

例：ニューヨーク州 4~6.85%

ニューヨーク市 3.021~3.779%

〕 連邦税と合わせて最高28%程度

株式譲渡益課税の国際比較



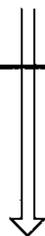
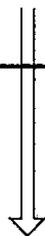
株 式 に 対 す る 課 税 の 概 要

	株式の譲渡益		株式の配当	(参考)預貯金の利子
所得の性質	売却により初めて譲渡益が実現		経常的に受取り	経常的に受取り
	投資家が売却するか否か、売却のタイミングを選択		発行会社の業績による(株主として参画)	金融機関が運用し、約定額を受取り
課税対象となる所得	売り値 - 買い値		配当受取額 (* 1)	利子受取額
課税の仕組み	分離課税	分離課税	総合課税 (* 2)	分離課税
	(申告分離)	(源泉分離)		(源泉分離)
	実際の利益に課税	みなし利益に課税 (売り値の5.25%)		実際の利益に課税
税 率	26% (うち地方税6%)	20% (地方税非課税)	最高50% (* 2) (うち地方税13%)	20% (うち地方税5%)
備 考	個人株主数 約 3,000万人 (延数) 約700万人 (実数 (* 3))			約 15億口座 (延数)

- (* 1) 株式等を取得するための負債利子を控除可
- (* 2) 1回の配当金額が5万円(年1回10万円)以下 ——— 20%源泉徴収のうえ申告不要
 1回の配当金額が25万円(年1回50万円)未満等 ——— 20%源泉徴収のうえ総合課税
 (源泉分離課税(35%)選択可)
 1回の配当金額が25万円(年1回50万円)以上等 ——— 20%源泉徴収のうえ総合課税
 (住民税は特別徴収なし)
- (* 3) 銘柄の重複を除いた株主の実数の推計値(証券広報センター「証券貯蓄に関する全国調査」による。)

所得税の確定申告者数（平成11年分）

申告納税額のある者	還付申告者	左記以外の者	合 計
740.1万人	981.2万人	306.7万人	2,028.0万人



給与所得者で確定申告を行った者

281.4万人	+	569.5万人	=	<u>850.9万人</u>
(注1)		(注2)		

(注1) 主たる所得が給与所得である者である。

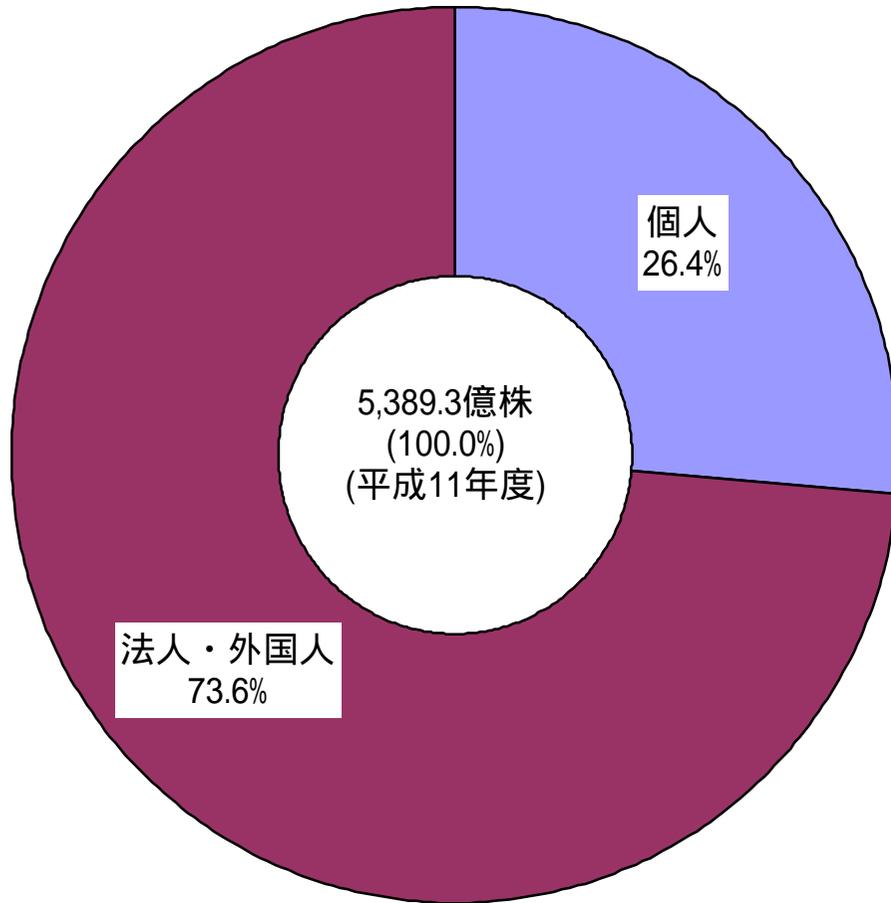
(注2) サンプル調査による。

(注3) サラリーマンの場合：給与収入2000万円超 ————— 申告必要

給与所得・退職所得以外の所得が20万円超 ——— 申告必要

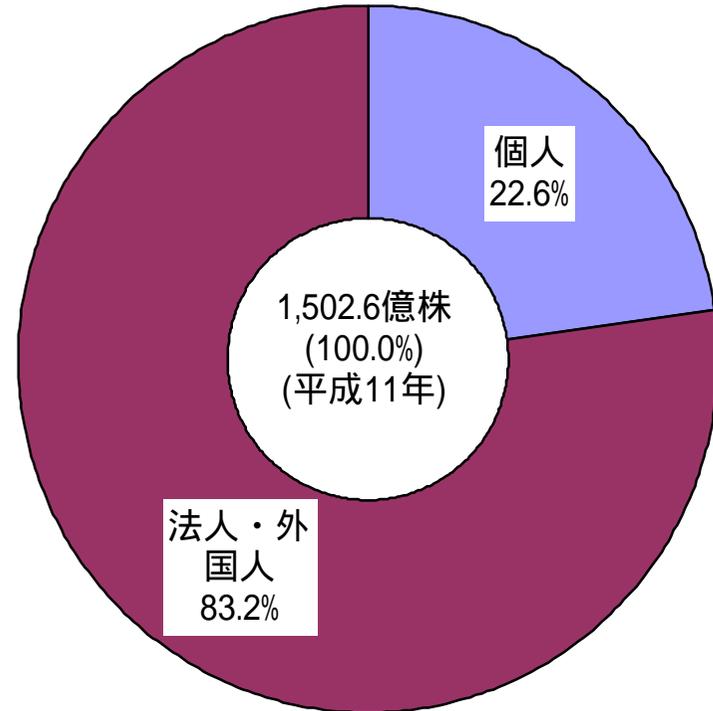
個人株主のシェア

保有株式



「株式分布状況調査」(全国証券取引所協議会)より

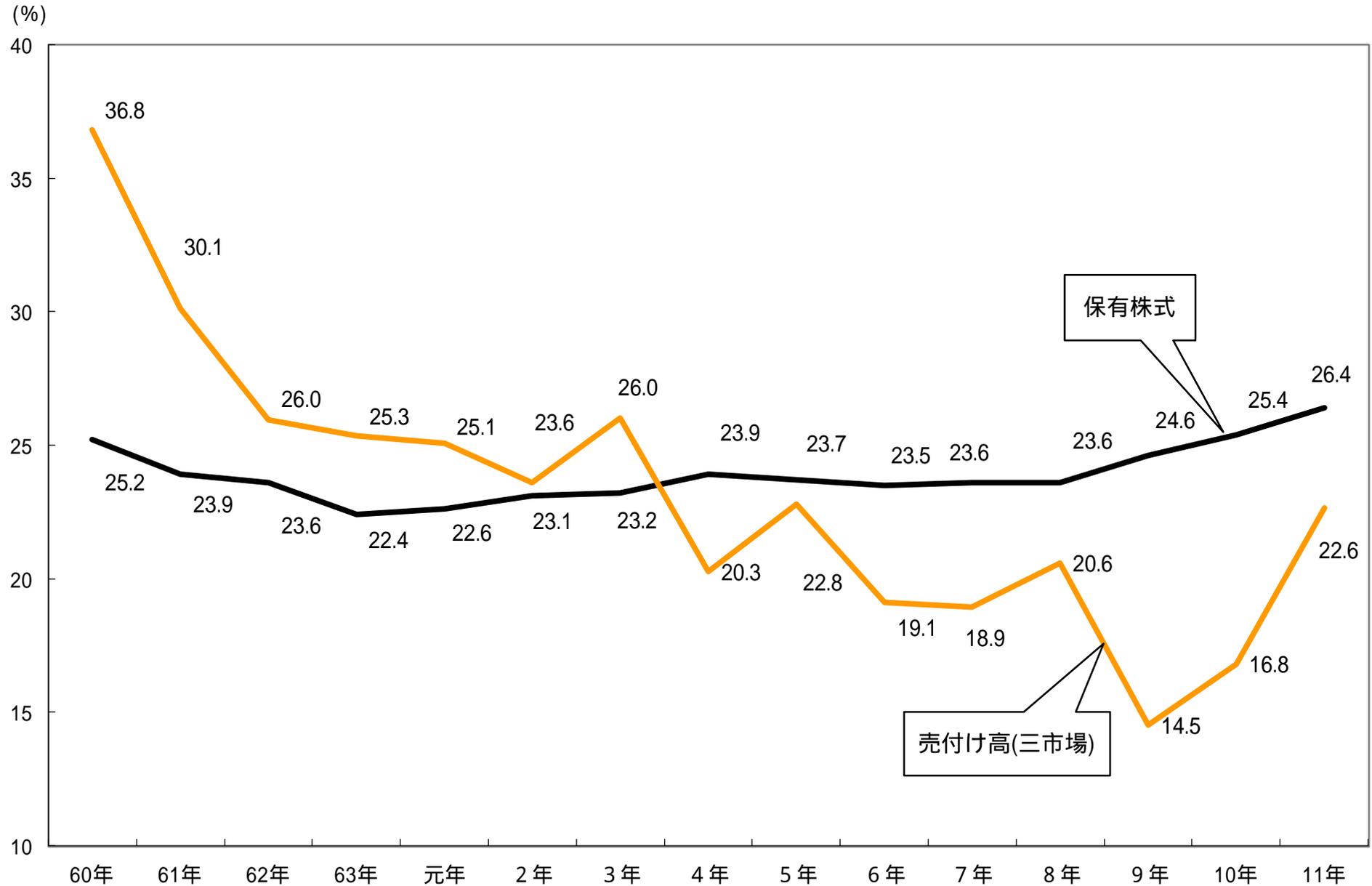
売付け高



「証券統計年報」(東京証券取引所)より

(三市場(東京・大阪・名古屋)計)

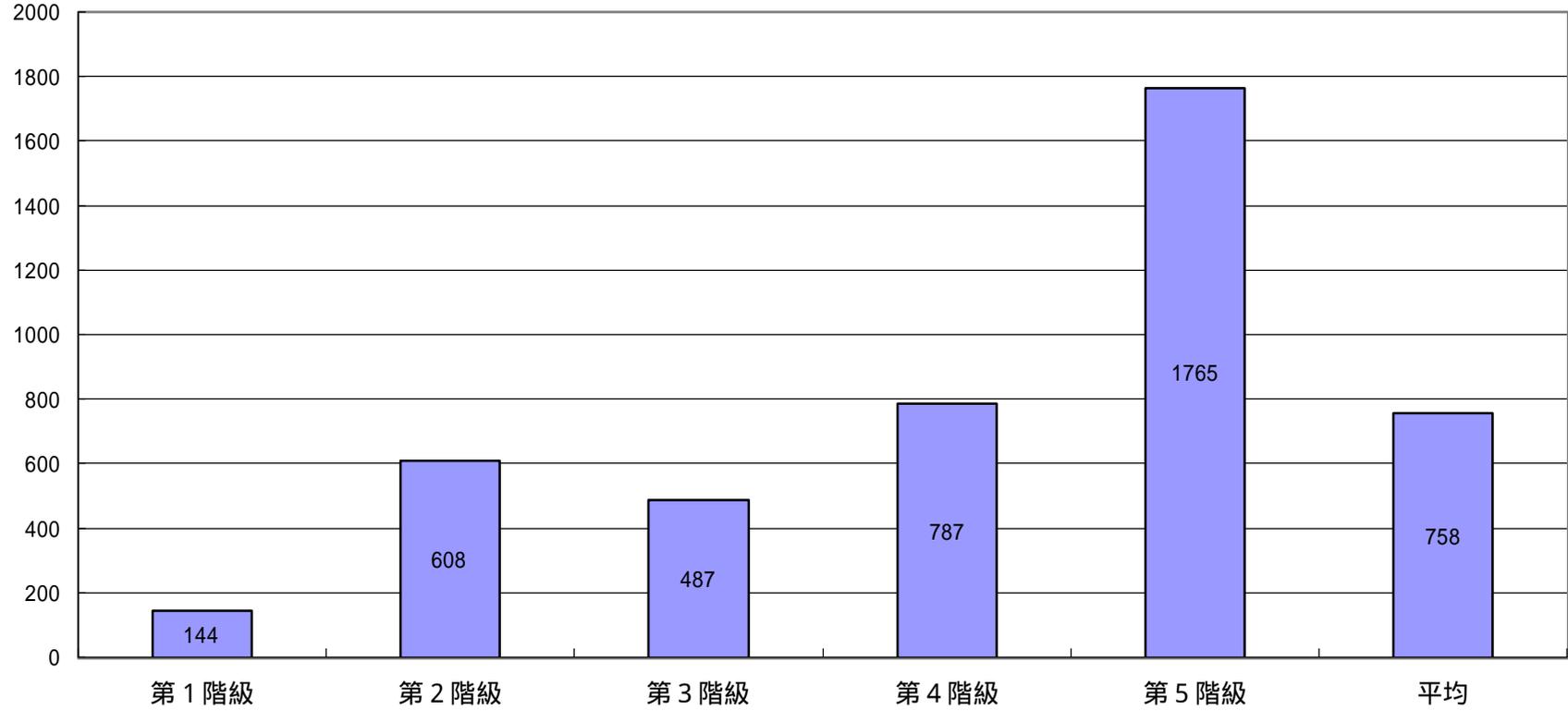
個人株主のシェアの推移



(注) 保有株式：「株式分布状況調査」(全国証券取引所協議会)、売付け高：「証券統計年報」(東京証券取引所)より

一世帯当たりの株式保有状況 勤労者世帯の年間収入五分位階級別 <平成11年分>

(千円)



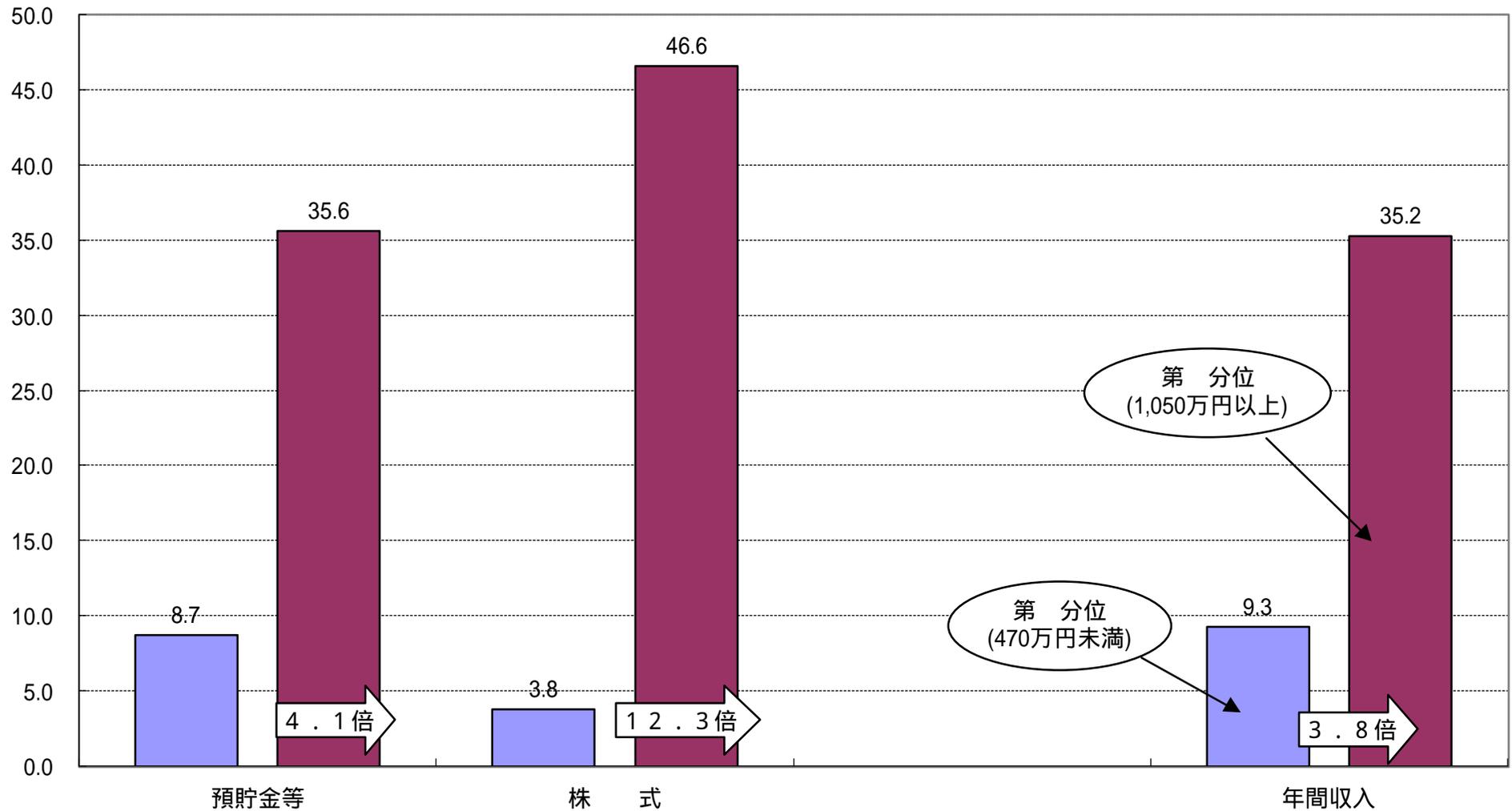
(年収階級)	(470万円未満)	(470～642万円)	(642～800万円)	(800～1,050万円)	(1,050万円以上)	
(平均年収)	(365.1万円)	(556.4万円)	(717.6万円)	(909.3万円)	(1,387.0万円)	(787.1万円)

貯蓄総額に占める株式の割合	2.2%	5.7%	3.8%	4.9%	7.5%	5.4%
---------------	------	------	------	------	------	------

(参考) " 預貯金等(定期性)の割合	43.2%	42.7%	42.8%	42.3%	42.6%	42.7%
---------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(出典) 貯蓄動向調査報告(総務庁)

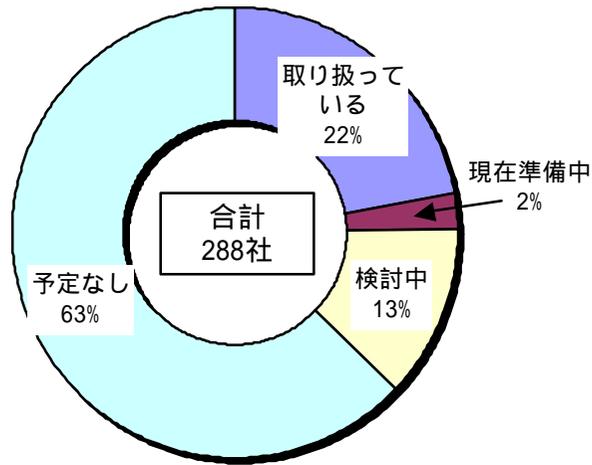
株式等の年間収入階級別保有シェアの状況 (第 分位と第 分位の比較)



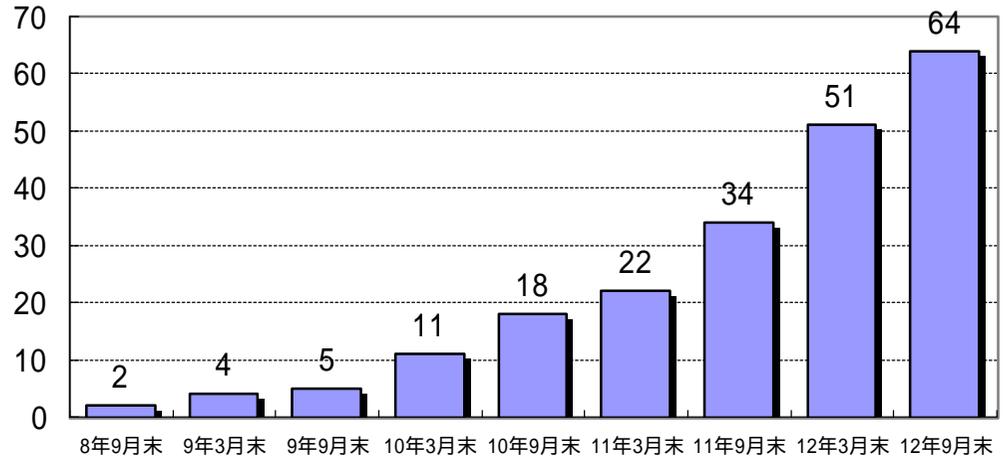
(出典) 貯蓄動向調査報告(平成11年・勤労者世帯)

わが国におけるオンライン取引の普及状況

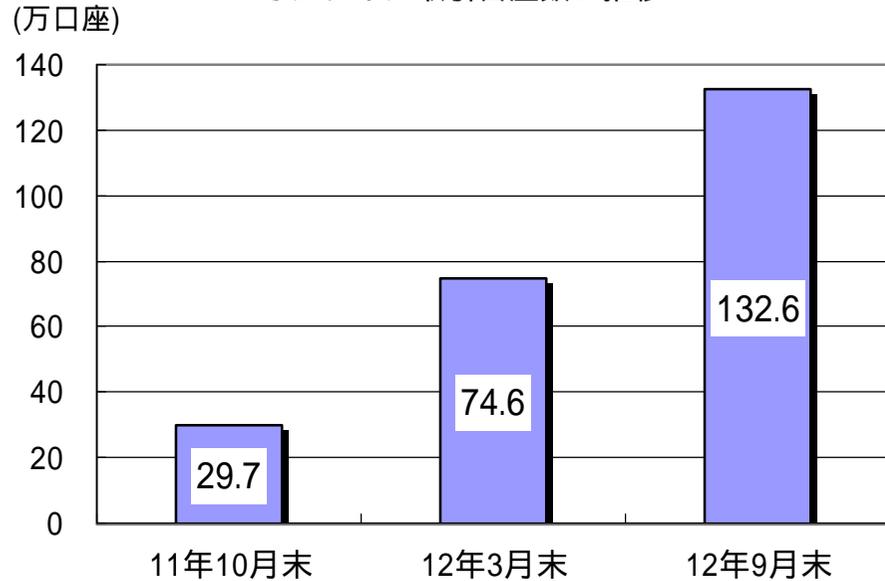
オンライン取引を取り扱っている証券会社数



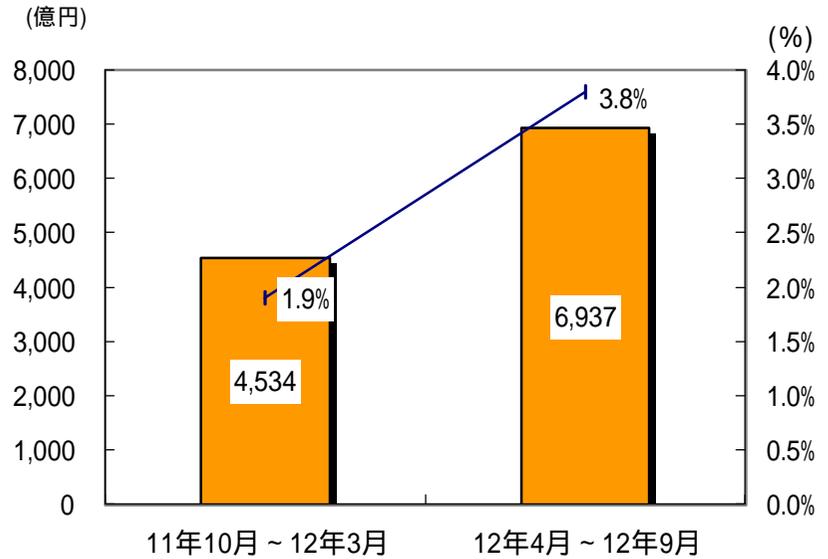
(社) オンライン取引を取り扱っている証券会社数の推移



オンライン取引口座数の推移



株式取引の売買代金に占めるオンライン取引の割合

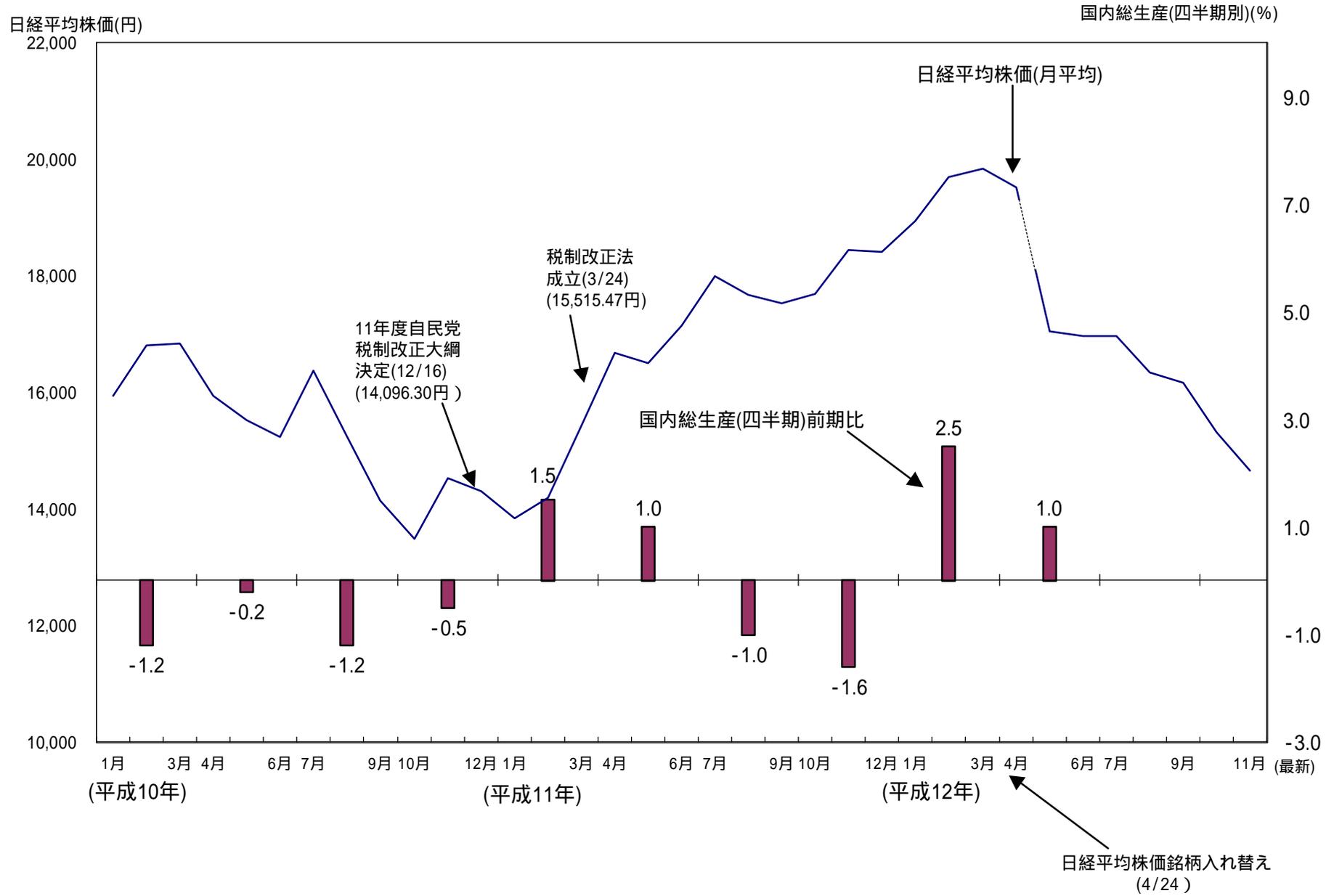


(備考) 日本証券業協会「インターネット取引に関するアンケート調査結果」(平成12年9月末)

オンライン取引について

		口座開設	売買注文	代金決済	備考
オンライン	顧客 ↓ 証券会社	○開設資料の送付の 申込み	○注文 ○約定内容等の確認		○情報提供 (市況、企業業績、 株価等) ○取引履歴 ○残高表示 ○損益表示
	証券会社 ↓ 顧客		○約定内容等の確認		
オフライン (郵送等)	顧客 ↓ 証券会社	○開設申込書等の返 送 ○本人確認書類等の 送付	○購入予定代金の振 込み	○購入代金の振込み (証券総合口座から の充当)	
	証券会社 ↓ 顧客	○開設申込書等の送 付 ○口座開設完了通知		○売却代金の振込み ○取引報告書の送付 (証取法)	

日経平均株価・国内総生産(四半期別)の推移



(注) 平成12年11月については、11月30日の終値(14,648.51円)である。

日本新生のための新発展政策

平成12年10月19日
経済対策閣僚会議

第1部 基本的考え方 (略)

第2部 具体的施策

I. 日本新生プラン具体化等のための施策 (略)

II. 産業新生のための事業環境整備 (略)

III. その他(抄)

1. 税制

税制については、平成13年度改正において、現下の経済情勢等を踏まえ、企業の組織再編成に係わる税制、国民生活に資する税制等、真に有効かつ適切な措置について、検討を行い、結論を得る。

また、株式譲渡益課税について、これまでの経緯を踏まえ、株式市場の役割や株式市場への影響、一般投資家の参加、公平な課税等の見地から、検討し、年度改正の中で早急に結論を得る。

少額貯蓄非課税制度等の概要

区 分	対 象	内 容	非課税限度額	1人当たり貯蓄額
勤労者財産形成住宅貯蓄の 利子所得等の非課税	勤労者	給料天引きで預入等をする勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等 ・積立期間5年以上	元本550万円	192万円 (12年3月末)
勤労者財産形成年金貯蓄の 利子所得等の非課税	勤労者	給料天引きで預入等をする勤労者財産形成年金貯蓄の利子等 ・積立期間5年以上 ・据置期間5年以内 ・年金支払期間5年以上	元本550万円 〔生命・損害保険 等は385万円〕 (注)勤労者財産形成住宅貯蓄と併せて 550万円	149万円 (12年3月末)
老人等の少額貯蓄非課税制度 (マル優)	老人等	預貯金、貸付信託、公社債、一定の証券投資信託の利子等	元本350万円	196万円 (10年3月末)
老人等の少額公債非課税制度 (特別マル優)	老人等	国債及び公募地方債の利子	額面350万円	164万円 (10年3月末)
老人等の郵便貯金非課税制度	老人等	郵便貯金の利子	元本350万円	295万円 (12年3月末)

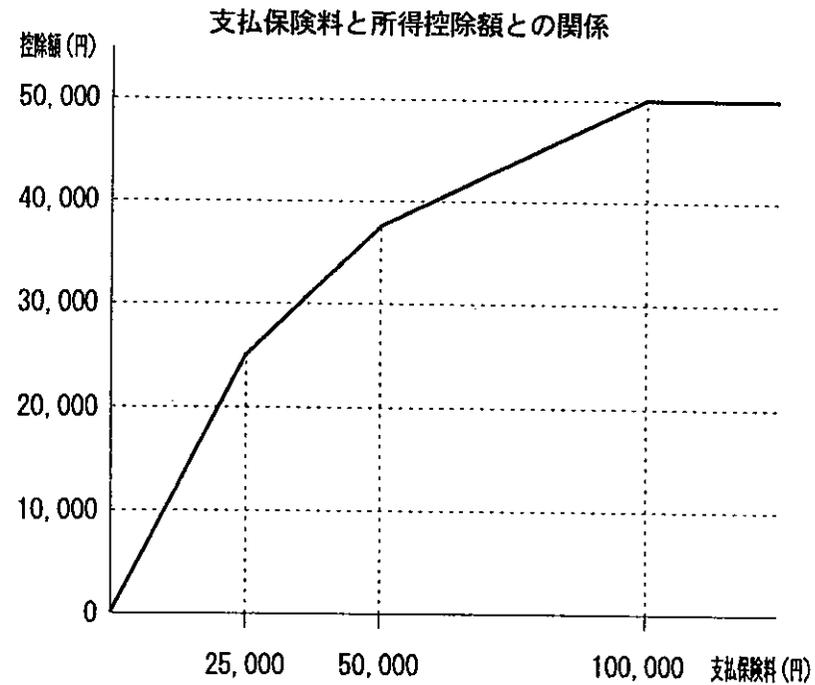
- (備考) 1. 「老人等」とは、65歳以上の人、障害者、遺族基礎年金を受けている妻、寡婦年金を受けている者等をいう。
2. 65歳以上の高齢者夫婦世帯では、元本総額 2,100万円 $((350+350+350) \times 2)$ までの預貯金の利子が非課税となる。
3. 昭和63年4月に少額貯蓄・少額公債・郵便貯金の各非課税制度が、現行の老人等に対する利子非課税制度に改組された。

生命保険料控除

1 制度の概要

生命保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて最高50,000円が「生命保険料控除」として所得控除できる。

個人年金保険料を支払った場合についても、上記と同様に最高50,000円まで、別枠で「生命保険料控除」として所得控除できる。



(注) 住民税については、それぞれ最高35,000円まで所得控除できる。

(参考)

2 生命保険料控除の適用状況の累年比較

区 分		納 税 者 数	控除適用者数	適用割合
		万人	万人	%
民間 給与 所得者	平成元年	3,197	2,611	81.6
	2	3,295	2,727	82.7
	3	3,422	2,875	84.0
	4	3,481	2,944	84.6
	5	3,593	3,015	83.9
	6	3,650	3,036	83.2
	7	3,606	3,063	84.9
	8	3,688	3,128	84.8
	9	3,701	3,087	83.4
	10	3,265	2,698	82.6
申告 納税者	平成元年	797	678	85.1
	2	855	731	85.5
	3	856	736	86.0
	4	858	743	86.6
	5	843	731	86.7
	6	822	713	86.7
	7	802	694	86.6
	8	824	710	86.1
	9	827	708	85.6
	10	622	537	86.3

(備考)

- 1 「民間給与の実態」「申告所得税の実態」(国税庁)による。
- 2 民間給与所得者の平成5年以降及び申告所得者の平成2年以降については、一般の生命保険料控除の適用状況である。

個人年金保険料控除の適用状況の累年比較

区 分		納 税 者 数	控除適用者数	適用割合
		万人	万人	%
民間 給与 所得者	平成5年	3,593	558	15.5
	6	3,650	654	17.9
	7	3,606	671	18.6
	8	3,688	740	20.1
	9	3,701	670	18.1
	10	3,265	612	18.7
申告 納税者	平成5年	843	126	14.9
	6	822	125	15.2
	7	802	129	16.0
	8	824	138	16.7
	9	827	136	16.4
	10	622	107	17.1

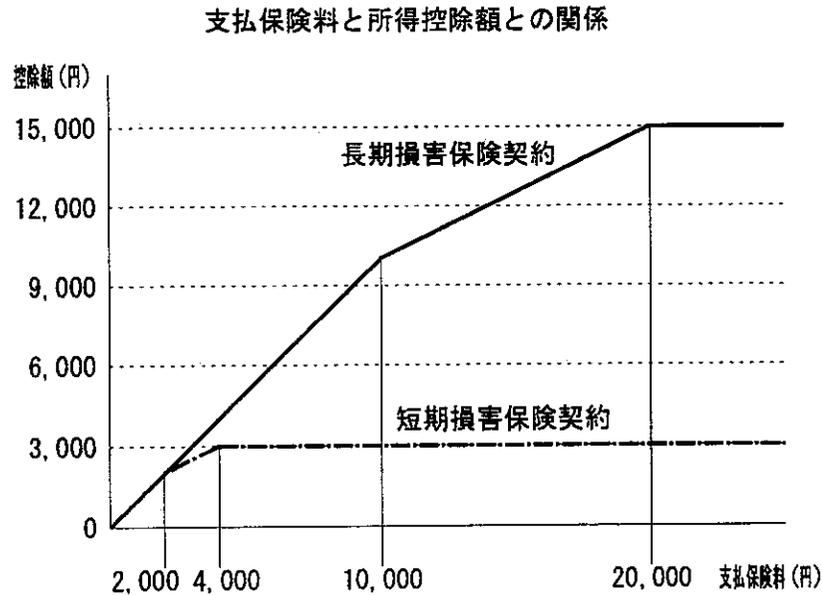
(備考)

- 1 「民間給与の実態」「申告所得税の実態」(国税庁)による。

損害保険料控除

1. 制度の概要

損害保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて、長期契約は最高15,000円、短期契約は最高3,000円まで「損害保険料控除」として所得控除できる。



(備考) 長期損害保険契約とは、保険期間が10年以上で満期返戻金の支払いがあるものをいう。

(注) 住民税については、長期契約は最高10,000円、短期契約は最高2,000円まで所得控除できる。

2 損害保険料控除の適用状況の累年比較

区 分		納 税 者 数	控除適用者数	適用割合
		万人	万人	%
民間 給与 所得者	平成元年	3,197	1,256	39.3
	2	3,295	1,317	40.0
	3	3,422	1,383	40.4
	4	3,481	1,420	40.8
	5	3,593	1,479	41.2
	6	3,650	1,537	42.1
	7	3,606	1,509	41.8
	8	3,688	1,553	42.1
	9	3,701	1,601	43.3
	10	3,265	1,418	43.4
申告 納税者	平成元年	797	473	59.4
	2	855	506	59.2
	3	856	510	59.6
	4	858	522	60.8
	5	843	516	61.3
	6	822	513	62.4
	7	802	495	61.8
	8	824	511	62.0
	9	827	515	62.3
	10	622	401	64.4

(備考) 「民間給与の実態」「申告所得税の実態」(国税庁)による。

(参考) 持家比率(住宅統計調査(総務庁・10年)60.3%

先物取引等

《取引の内容》

《税制の取扱い》

先物取引	商品先物 商品指数先物 〔アルミニウム、パラジウム、 金、大豆、原油等〕	総合課税 最高50% (所得税37%、住民税13%)
	債券・通貨先物 国債先物 米ドル日本円通貨先物 等	総合課税 最高50% (所得税37%、住民税13%)
	株先物 東証株価指数先物 (TOPIX) 日経平均株価先物 (日経225) 日経株価指数300 (日経300) 等	総合課税 最高50% (所得税37%、住民税13%)
株 (現物)	申告分離課税 26% (所得税20%、住民税6%) 源泉分離課税：譲渡代金の1.05% (平成13年3月31日をもって廃止)	

(注) この他に、オプション取引がある。

金融商品の複雑化・多様化に関する論点

[新たな金融商品取引]

金融派生商品（デリバティブ）

先物、スワップ、オプション

証券化
流動化

SPV（特別目的会社、信託等）

仕組み金融
（ストラクチャード・ファイナンス）

集合投資スキーム

電子化

複雑化
多様化

[租税回避の観点からの論点]

課税繰延

所得帰属主体の変更

所得源泉地の転換

所得種類の転換

実態把握の困難

※SPV : special purpose vehicles

租税特別措置による減収額(26,540億円)の内訳(平成12年度ベース)

所得税 16,900億円(63.7%)				法人税 7,540億円(28.4%)		その他
住宅ローン控除	生・損保控除	老人マル優等	その他	法人税	投資減税 (景気対策)	その他
(21.1%)	(10.4%)	(24.7%)	(7.5%)	(11.8%)	(16.6%)	(7.9%)
5,590億円	2,770億円	6,560億円	1,980億円	3,140億円	4,400億円	2,100億円

(注) 上記のほか、交際費課税の特例による増収(+7,580億円)がある。